

性暴力対策アドバイザー派遣事業
受講の手引き
(小学校低・中学年)

目次

1	性暴力対策アドバイザー派遣事業について	……	1
2	実施内容	……	3
3	アンケートの実施について	……	5
4	事前準備	……	6
5	講義実施	……	10
6	講義実施後	……	10
7	問合せ先	……	15

別添 小学校（低・中学年）テキスト

1 性暴力対策アドバイザー派遣事業について

性暴力対策アドバイザー派遣事業は「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」第11条に基づき実施されている。

(1) 福岡県性暴力根絶条例

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）」いわゆる「性暴力根絶条例」は平成31年2月に制定。（福岡県は、性犯罪被害発生率（人口10万人当たりの認知件数）が、平成30年度まで、9年連続ワースト2位となるなど、性犯罪の根絶に向けた取組が喫緊の課題となっていた。）

【「福岡県性暴力根絶条例」（抜粋）】

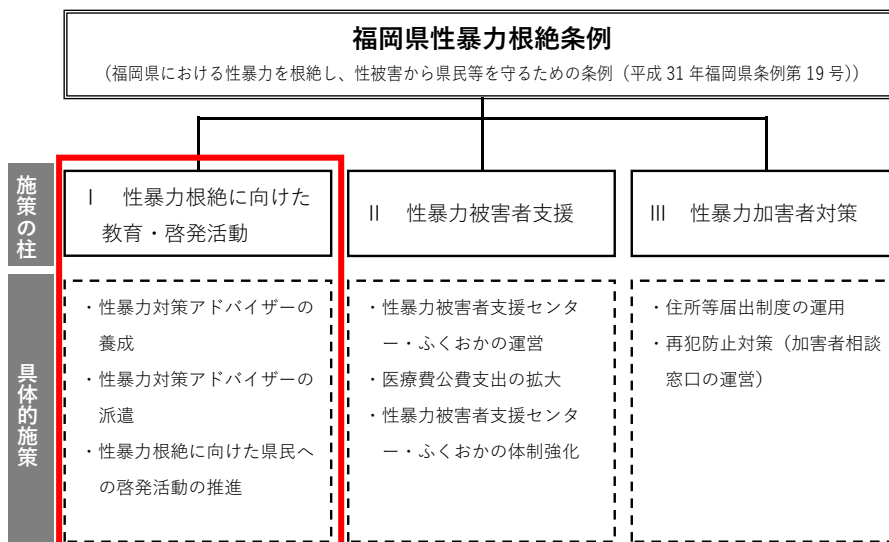
○第11条第1項

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

○第11条第2項

前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

(2) 性暴力根絶条例に基づく具体的施策の体系



(3) 事業計画

全校実施となっている各校種（小学校高学年、中学生、高校生）において在学中に最低1回（中等教育学校は前期課程、後期課程それぞれ1回ずつ）は各児童生徒が受講できるよう、小学校高学年（5・6年生）は2年、中学生以上は3年サイクルでアドバイザーを派遣する。

小学校低・中学年に対する派遣は令和5年度に先行実施・検証を行い、令和6年度以降は希望校において実施予定。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
公立	高校生	先行実施・検証→		全校実施→		
	中学生	先行実施・検証→		全校実施→		
	小学校高学年	先行実施・検証→		全校実施→		
	小学校低、中学年	-			先行実施・ 検証	希望校実施→
	特別支援学校生	先行実施・検証→				全校実施→
私立学校生		先行実施・検証→		希望校実施→		

(4) 事業の目的

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会の実現に寄与すること。

(5) 性暴力対策アドバイザーとは

福岡県臨床心理士会又は性暴力関係機関等から県に推薦された者若しくは県内の学校に勤務するスクールカウンセラーのうち、県が実施する養成講座を修了した者。

アドバイザーの役割は下記①～③のとおり。

【アドバイザーの役割】

- ①配慮校（※）について県及び学校との事前打合せの実施
- ②講義の実施
- ③講義の際に、児童・生徒から性暴力に関する相談があった場合における学校関係者（養護教諭・スクールカウンセラー）への引継ぎ

※配慮校…講義対象の児童生徒の中に性暴力の当事者が含まれる、学級・学校が荒れていて落ち着いて学習する雰囲気など、講義に当たり配慮が必要と認められる事情がある学校

2 実施内容

(1) 講義のねらい

性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。

また、性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。さらに、被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。

(2) 到達目標（小学校低・中学年）

〈小学校低・中学年〉

「大事なところ」について知る

- ①「大事なところ」はどこかを知る。
- ②「大事なところ」の約束「見ない・見せない・さわらない・さわらせない」を知る。
- ③いいタッチ／いやなタッチを知る。
- ④信頼できる大人に相談できること（権利）を知る。

(3) 使用テキスト

別添「小学校（低・中学年）テキスト」

(4) 授業の展開例

時間	主な内容	留意点
導入 5分	1. 講師の自己紹介 2. 受講上の注意点	○受講上の注意点としては、受講中に不調を来して退出したい等の場合に学校の教師に申し出て良いこと等を伝える。
展開 35分	1 授業のねらいや全体像を知る 2 講師からの講義	○授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。 ○講師からの一方向のみではなく、講師と児童生徒の双方向や児童生徒間での対話が生まれるよう、質問と挙手やワーク等を用いてやりとりを行う。
まとめ等 5分	1 全体のまとめ 2 質疑応答	○講師から、特にこれだけでも覚えておいてほしいということを改めて強調する。

(5) 教科等における位置づけの例

- ・ 特別活動> (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - > イ よりよい人間関係の形成
 - > ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

(6) 受講単位

学級単位の受講を基本とする。

(7) 受講に当たっての事前調整

児童からの相談へのフォローアップをスムーズに行うために、可能な限りスクールカウンセラーが授業に同席できるよう調整する。

(8) 講義実施前後に学校が実施すること（詳細は6頁以降を参照）



3 アンケートの実施について

事業の効果検証のため、児童及び教員へのアンケートを実施する。
(アンケートの様式については県が作成、配布)

4 事前準備

(1) 担当アドバイザーとの事前打合せ

担当アドバイザーと講義に係る事前打合せを実施する。

(2) 保護者への周知・受講児童生徒へのアナウンス

実施通知等で、保護者に対して講義を実施する趣旨や講義の概要等の説明を行い、児童生徒に配慮が必要な場合は学校に相談してもらうよう周知する（6頁：保護者向け通知の例）。

担任等の学級指導等において児童生徒への趣旨説明を行い、受講に際し心配事がある等の場合は教師に相談するよう伝える（7頁：受講児童生徒への事前アナウンスの例）。

(3) 配慮すべき児童への対応

事前に配慮が必要と把握している児童生徒、保護者や本人から相談のあった児童生徒に対応する（8頁：個別対応が必要な児童への対応について（授業前））。

受講後に児童の相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等）で情報共有を行っておく。

【保護者向け通知の例】

令和 年 月 日

保護者各位

〇〇〇〇〇学校長

こころと体に関する教育の実施について

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本校においては、専門家をお招きし、こころと体に関する講義を実施することとしております。

この教育は、「じぶんだけのだいじなところ」について学習することで、自分も相手も大切に
するコミュニケーション力を身につけ、社会の中で自他の安全を守って生活するための基本的な
スキルを身につけることを目的としています。

つきましては、下記のとおり〇学年の全児童生徒に対し授業を実施しますので、保護者の皆様
にお知らせします。

記

1 日時
令和 年 月 日（曜日） 時間目

2 講師
福岡県性暴力対策アドバイザー 〇〇 〇〇

3 講義内容

- (1) 「大事なところ」はどこかを知る。
- (2) 「大事なところ」の約束「見ない・見せない・さわらない・さわらせない」を知る。
- (3) いいタッチ/いやなタッチを知る。
- (4) 信頼できる大人に相談できること（権利）を知る。

4 その他

受講にあたり、児童生徒に配慮が必要であるなどの事情がある場合は〇〇（担任等）にご
連絡ください。

〇年〇組（担任） 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【受講児童生徒への事前アナウンスの例】

※保護者への通知文を配付するタイミングでクラス全体へアナウンスすることを想定している。

- ・ 今度、外部講師を招いて、「こころと体」について講義をしてもらう。
- ・ 自分だけの「だいじなところ」や「だいじなところ」の約束（「見ない・見せない・さわらない・さわらせない」）、「だいじなところ」の約束がやぶられたときどうしたらいいかななどを教えてもらう。
- ・ ○月×日△時間目に、○学年全児童生徒で授業を受ける。
- ・ この授業を受けることは、保護者にもおたよりで伝える。
- ・ 心配なこと、気になることがあったら、事前に先生に伝えてほしい。

【個別対応が必要な児童への対応について（授業前）】

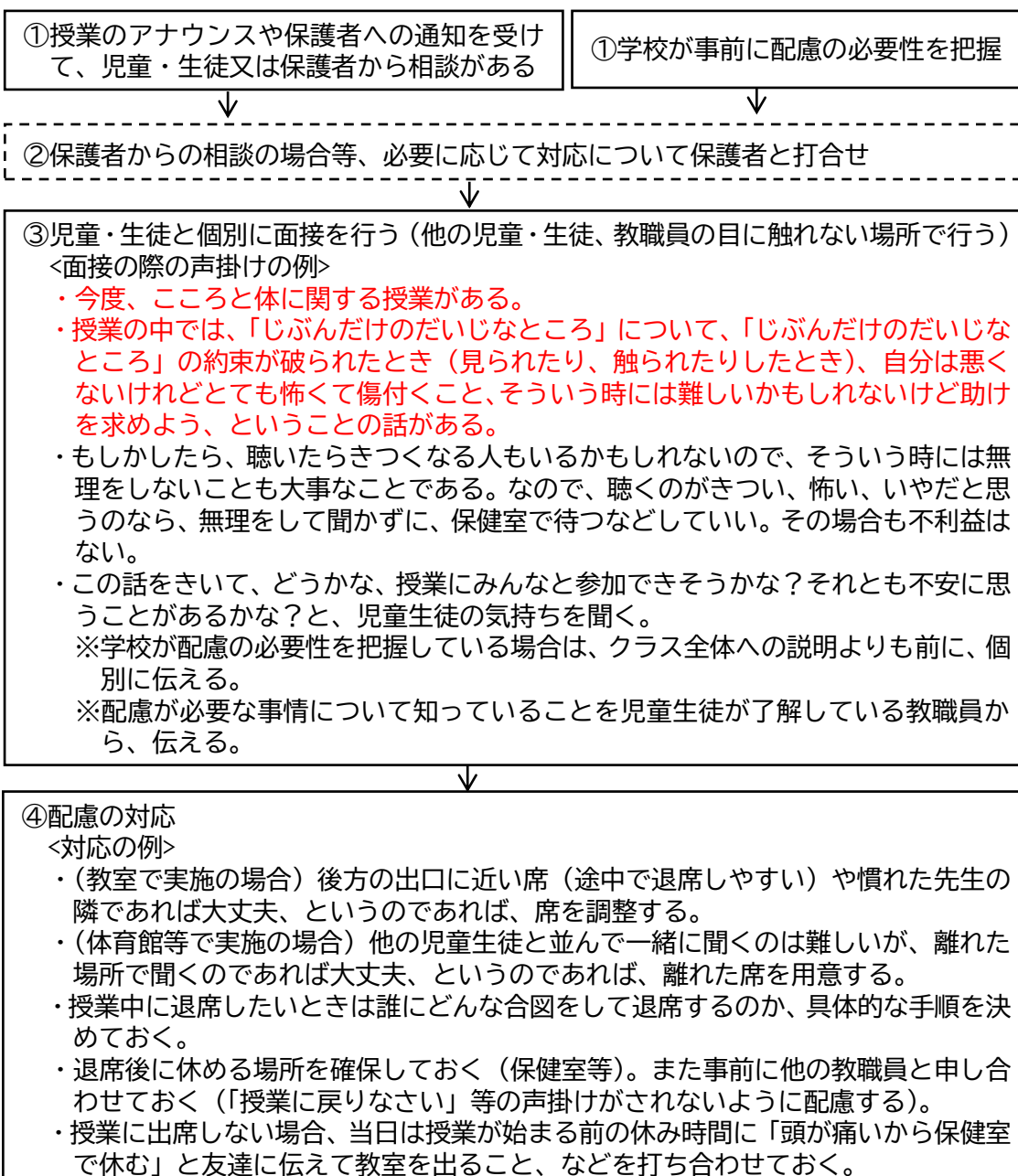
○ 個別に配慮を行う目的

- ・性暴力の話題で混乱すると予想されるような児童生徒が、無理のない範囲で、安心して授業に参加できるようサポートする。（授業を受けなければならないわけではない。）
- ・授業や性暴力に関する話題を扱うことに対する不安な気持ちを話せるようであれば、どのように不安なのかを聞き、どう対処したらよいか一緒に考えることで、学校生活への安心感を高める。

○ 配慮が必要な児童生徒の例

- ・性被害（家庭内での性的虐待を含む）を受けたことのある児童生徒
- ・家庭内に性被害を受けたことのある人（きょうだい等）がいる児童生徒 等

○ 配慮の方法



5 講義実施

(1) 講義直前チェックリストの確認

講義までに、アドバイザーが学校に対し「講義直前チェックリスト」を基に、実施に係る最終確認を行うので、記載の項目について確認しておく（10頁：講義直前チェックリスト）。

(2) 受講中の児童のフォロー

- ・事前に被害状況等を把握していない場合でも、講義中に、児童生徒がフラッシュバックを起こして体調不良となったり、泣き出したりする可能性があることを想定しておく。また、授業を聞いている中で、自分が被害を受けていたことに初めて気づくこともある。
- ・授業中は、担任等が児童の様子を見守り、普段と様子の異なる児童がいる場合は対応できるようにしておく。授業を行うアドバイザーと、授業前に対応について話しておくことが望ましい。
- ・予め、退席後に休める場所を確保しておく等の準備をしておく。

(3) 写真撮影

実施報告書への添付のため、授業の様子について写真撮影を行う（児童の顔を写す必要はない）

6 講義実施後

(1) 児童生徒から相談があった場合の対応

講義後に児童生徒から相談があった場合に対応する（12頁：児童から相談があった場合の対応について（授業後））。

(2) 実績報告書の提出

「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書」を県生活安全課にメール又は郵送で提出する（13頁：福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書）

【講義直前チェックリスト】

【確認事項（確認先：担任以外の担当者でも可）】

	確認項目	メモ欄
<input type="checkbox"/>	保護者通知や児童生徒への事前アナウンス後、問い合わせなどの反応があったか	
<input type="checkbox"/>	事前打合せ後の変更点はあるか	
<input type="checkbox"/>	実施場所について（例：スクリーンの位置、マイクの有無等） ※移動教室の場合は実際に現地を確認することが望ましい	
<input type="checkbox"/>	機器周辺の動作確認 例：PCの動作はスムーズか。音響（マイクテスト）及び照明の調節 小中学校の場合：動画は流れるか、音量は調整できているか	
<input type="checkbox"/>	講義に参加する教員について（誰が参加するのか、お名前）	
<input type="checkbox"/>	講義に参加する先生は何名かとその配置について ※講義中の児童生徒の様子を見守る担当者を配置しているか	
<input type="checkbox"/>	講義中、児童生徒に反応（席を離れる、頭痛や腹痛の訴え、泣く等）がみられた場合のフォロー体制について ・保健室など休む場所の確保状況 ・対応する職員は誰か（養護教諭/SCなど）	
<input type="checkbox"/>	不登校や別室登校の児童生徒への対応について オンライン参加がある場合、 ・一人で参加している状況はないか ・事前に当該児童生徒と受講に係る確認を行ったか	

【確認事項（確認先：担任又は担当者）】

	確認項目	メモ欄
<input type="checkbox"/>	講義時間の進行（展開）について 例：号令後すぐにアドバイザーの進行となるのか、先生から紹介があるか 開始時や終了後に生徒からの挨拶などが予定されているか アンケートがある場合、授業内で実施するか	

【確認事項（確認先：担任）】

	確認項目	メモ欄
<input type="checkbox"/>	授業中に気になる行動がある児童生徒に対する学校の対応方法について	
<input type="checkbox"/>	最近のクラスの状況について ※性暴力に限らず、SNSを含めた友人トラブルの有無	
<input type="checkbox"/>	座席表やタイマーの有無	

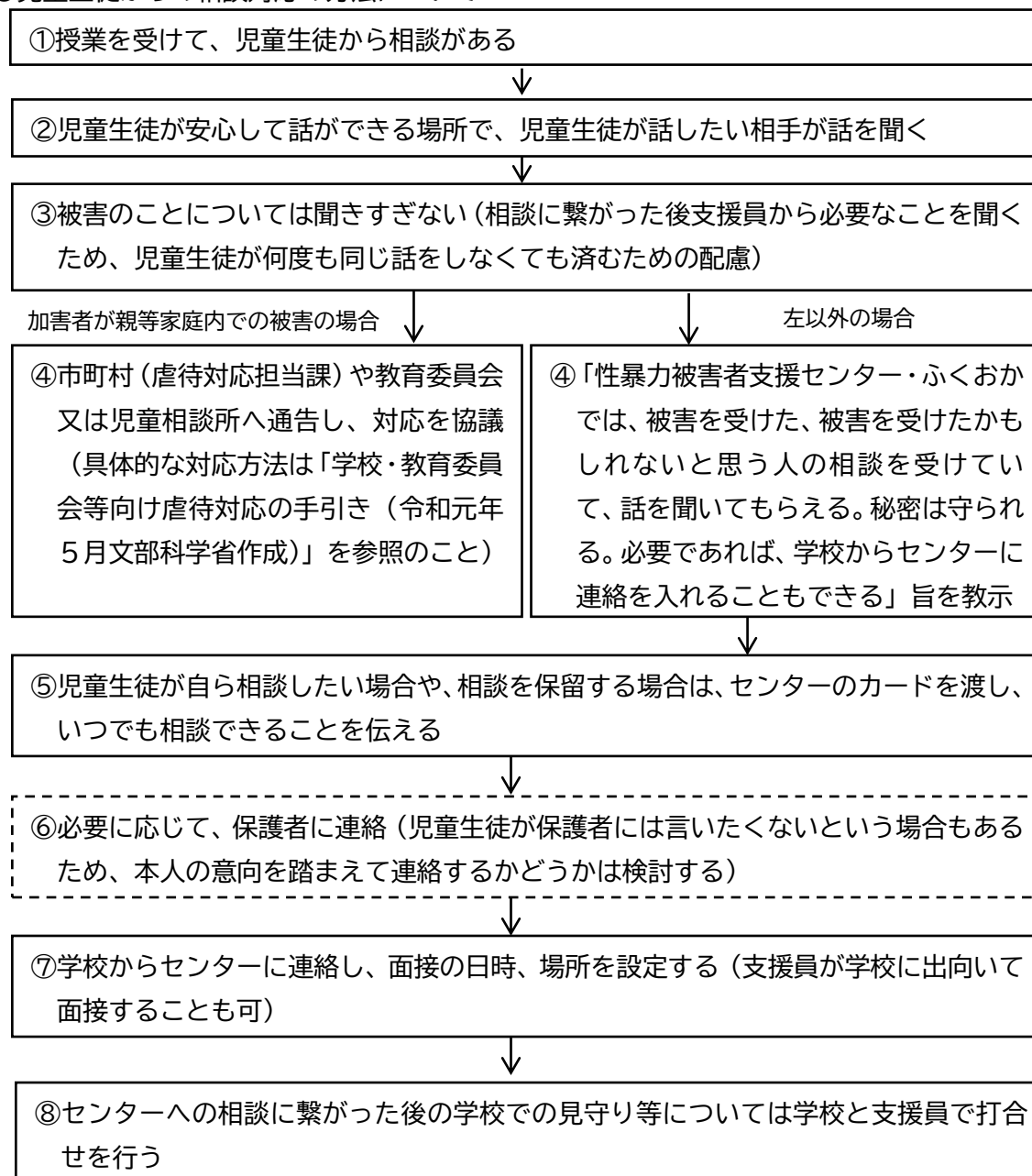
【児童から相談があった場合の対応について（授業後）】

○性暴力被害者支援センター・ふくおかについて

全都道府県に設置されている、性暴力被害者の相談から医療的、法的支援までをワンストップで支援する相談機関。

- ・設置主体：県（生活安全課）
- ・委託先：公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター
- ・設置場所：福岡市内（住所は非公表）
- ・電話番号：092-409-8100（#8891）
- ・開設時間：24時間365日（年中無休）
- ・相談員の職種：心理職、看護師、社会福祉士等の有資格者
- ・支援内容：電話相談、面接相談、医療機関付添い、医療費（身体、精神）公費支出、カウンセリング、証拠資料採取、無料弁護士相談、緊急宿泊等

○児童生徒からの相談対応の方法について



【福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書】

様式第4号

年 月 日

福岡県知事殿
(人づくり・県民生活部生活安全課)

団体等の名称
代表者氏名

福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書

下記のとおりアドバイザーの派遣を受けましたので報告します。

派遣期日	年 月 日 曜日		
派遣時間	: ~ :		
打合せ日時	<input type="checkbox"/> 同日 (時頃) <input type="checkbox"/> 月 日 (時頃)		
派遣場所の 住所・名称	〒 電話: ()		
対象者		参加人員	人
アドバイザー名			
開催概要・ 感想等			

添付資料:実施状況の写真2,3枚を添付してください。

7 問合せ・各種資料提出先

事業担当課 : 福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課
性暴力・犯罪被害対策係

住所 : 〒812-0053
福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎

電話番号 : 092-289-9395

FAX : 092-289-9397

メールアドレス : sa-adviser@pref.fukuoka.lg.jp